

平成二十一年五月十二日受領  
答弁第三六〇号

内閣衆質一七一第三六〇号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する再質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する再質問に対する  
答弁書

一及び三について

検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないと考えていることから、先の答弁書（平成二十一年四月二十四日内閣衆質一七一第三一三号。以下「先の答弁書」という。）一についてのとおりお答えしたものである。

なお、御指摘の大野刑事局長の答弁は、先の質問主意書（平成二十一年四月十五日提出質問第三一三号）一において記載されたような被疑者の供述内容等についての取材に対する検察当局の対応について述べたものではない。

二、四及び五について

「一で述べた様な「マスコミ」の取材」の意義が必ずしも明らかでないので、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、検察当局においては、報道機関による取材への対応について、特に定まった規定があるわけではなく、適宜適切に対応しており、捜査上の秘密の保持については格別の配慮を払っているものと承知している。

六について

先の答弁書五についてで述べたとおりである。